

随意契約結果表

担当課名	環境政策課
案件名	令和 8 年度 第 4 次さんだエコプラン・省エネ法報告等にかかる支援等業務委託
案件の概要	本業務は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき策定した「第4次さんだエコプラン」に掲げる温室効果ガス削減の推進に係るデータ分析並びに削減の取組に対する支援等を行うとともに、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」による省エネルギー対策に係る調査・報告等に関する業務の支援等を行うものである。
随意契約の種類	単独随意契約
契約年月日	令和 8 年 5 月 8 日
契約の相手方	株式会社 ナレッジリーン
契約金額	1,540,000 円(うち消費税 140,000 円)
契約期間	令和 8 年 5 月 8 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
随意契約とした理由	<p>当市は、三田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)である「さんだゼロカーボンシティ推進計画」を踏まえ、同実行計画(事務事業編)である「第4次さんだエコプラン」を令和 5 年度に策定した(計画期間は令和 6 年度から令和 12 年度)。</p> <p>また、「エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)」が平成 22 年度から施行されたことにより、当市役所が特定事業者として国から指定を受け、届出・報告、省エネの推進へ向けた中長期的な取組を実施している。</p> <p>今回、委託しようとしている本業務は、第 4 次さんだエコプランの実行計画期間内の取組等を分析、評価する必要がある。さらに、第 4 次エコプランの目標達成をめざし、当市の地球温暖化対策における取組を十分把握した上で、第 3 次エコプランの評価・分析をもとに、第4次さんだエコプランの取組をさらに強化・拡充する施策を検討する必要がある。また、省エネ法等の報告値の算出にあたっては、関係法令を理解した上で、専門的な知識をもって、集計・分析等を行う必要がある。</p> <p>そのため、価格面の優位性のみでなく、専門性、情報収集・分析力及びこれまで同種の業務に携わった十分な実績に重点を置くものであり、その性質または目的が競争入札に適していないものであることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により単独随意契約を行うものである。</p> <p>見積徴収業者である株式会社ナレッジリーンは、「第4次さんだエコプラン」の策定委託事業者であり、第 3 次エコプランの分析評価を行った業者である。経済的かつ合理的に遂行できる適切な受注者であるとともに、業務面、費用面からも優位な受注者である。</p>
随意契約とした法的根拠	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による。</p> <p>(その性質または目的が競争入札に適しないもの)</p>